

男鹿市告示第31号

男鹿市シルバー応援隊（訪問型サービスB）事業実施要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市シルバー応援隊（訪問型サービスB）事業実施要綱 （趣旨）

第1条 この告示は、男鹿市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（令和3年男鹿市告示第36号。以下「総合事業要綱」という。）第4条に定める訪問型サービスB（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち住民主体の団体による生活援助に資する日常生活上の支援を行う男鹿市シルバー応援隊（訪問型サービスB）事業を実施することにより、高齢者が要介護状態又は要支援状態となることを予防すること及び住民団体等が主体的に事業に参画し多様な生活支援サービスを提供することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、高齢者の自立した日常生活を支援することを目的とする。

（対象者）

第3条 この事業の対象者（以下「対象者」という。）は、総合事業要綱第5条第1項に該当し、事業を利用する必要があると市長が認める者とする。

（事業の実施）

第4条 この事業の実施主体は男鹿市とし、事業の実施に当たっては、適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができる。

（事業の内容）

第5条 この事業は、第3条に規定する対象者のうち介護予防ケアマネジメント（総合事業要綱第4条第1号エに規定する介護予防ケアマネジメントをいう。以下同じ。）に基づき当該事業を利用する者（以下「利用者」という。）に対し、当該利用者の居宅において、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日付老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）に定めるサービスであって、次に掲げるサービス（以下「家事援助サービス」という。）を提供するものとする。

- (1) ゴミ出し
- (2) 掃除（居室内、トイレ、風呂、台所等の掃除等）
- (3) 洗濯（洗濯機の操作、洗濯物干し、取り込み、収納等）
- (4) 寝具類の交換
- (5) 普段着の整理
- (6) 日用品の買い物代行
- (7) 見守り・コミュニケーション
- (8) その他、必要と認めるサービス
（利用回数等）

第6条 家事援助サービスの利用回数は次に定める回数とし、提供時間については別表のとおりとする。

- (1) 家事援助サービスのみを利用する場合は週2回を限度とする。
- (2) 家事援助サービスと訪問型サービス（総合事業要綱第4条第1号アに規定する訪問型サービスをいう。以下同じ。）を利用する場合は、合わせて週2回を限度とする。

（利用の申請等）

第7条 家事援助サービスを利用しようとする者は、利用をする前に、男鹿市シルバー応援隊（訪問型サービスB）事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な事項を記載し、市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、男鹿市シルバー応援隊（訪問型サービスB）事業決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（変更の届出）

第8条 前条第2項の規定による利用決定を受けた者は、申請書に記載した事項に変更があった場合は、速やかに男鹿市シルバー応援隊（訪問型サービスB）事業変更届（様式第3号）を市長に提出す

るものとする。

(利用手続等)

第9条 利用者は、当該利用者を担当する介護支援専門員等、実施団体に男鹿市シルバー応援隊(訪問型サービスB)事業決定通知書を提示し、必要な介護予防ケアマネジメントを経て、家事援助サービスの提供を受けるものとする。

(利用の中止)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、この事業の利用を中止させることができる。

- (1) 利用者が第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) その他利用が適正でないと判断されるとき。

(サービス単価)

第11条 この事業のサービス単価は、別表に定める額とする。

(利用料等)

第12条 利用者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第28条の2第1項に基づき交付された介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合を乗じて得た額(以下「利用料」という。)を負担する。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者が負担する費用は、家事援助サービスにおいて提供される便宜のうち、買い物等の代金等、その利用者に負担させることが適当と認められる費用(以下「実費費用」という。)とする。
- 3 利用者は、利用料及び実費費用を直接実施団体に支払うものとする。ただし、生活保護を受給している利用者に係る利用料については、市が負担するものとする。

(費用の請求等)

第13条 実施団体は、月ごとに第11条の規定に基づき算出した金額から前条第1項に該当する利用料を控除した額を市長に請求することができる。

- 2 前項に定める請求をするときは、次に掲げる事項を月単位に明細書にまとめて添付するものとする。
 - (1) 利用者氏名
 - (2) 交付決定番号
 - (3) 利用日時
 - (4) 請求内訳

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(返還)

第14条 市長は、この告示の規定に違反した者または偽りその他不正の手段により家事援助サービスの経費の支給を受けた者があるときは、支給したサービス費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(従事者の資格)

第15条 この事業に従事する者(以下「従事者」という。)は、高齢者サポーター養成講座等の研修受講修了資格を有する者とする。

(衛生管理等)

第16条 実施団体は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策を講じなければならない。

(秘密保持)

第17条 実施団体は、従事者または従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(補償)

第18条 実施団体は、サービス提供における危機管理の観点から、ボランティア活動保険及びそれに類する損害保険等に加入しなければならない。

(事故発生時の対応)

第19条 実施団体は、利用者に対する家事援助サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメント等による援助を行う介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 実施団体は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 実施団体は、利用者に対する家事援助サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 実施団体は、前3項に規定する措置を講じる旨及びその実施方法をあらかじめ定めなければならない。

(廃止等の届出及び便宜の提供)

第20条 実施団体は、当該事業を廃止又は休止しようとするとき

は、その廃止又は休止の日の1月前までに、男鹿市シルバー応援隊（訪問型サービスB）事業廃止（休止）届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 実施団体は、前項の規定による届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該事業のサービスを利用していた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該事業のサービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう市並びに介護予防ケアマネジメントを行う介護支援専門員等、他の関係者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行わなければならない。
（状況報告等）

第21条 市長は、必要があると認めるときは、実施団体に対し、当該事業の運営について随時報告させ、又は実地に調査し、必要な指示をすることができる。

（その他）

第22条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
（旧要綱の廃止）
- 2 男鹿市シルバー応援隊（訪問型サービスB）事業実施要綱（平成29年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 前項の規定にかかわらず、この告示の施行の日前までに、旧要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表

訪問型サービス B の内容	サービス提供時間	サービス単価
<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミ出し ・ 見守り、コミュニケーション 	30分未満	500円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 掃除(居室内、トイレ、風呂、台所、卓上等) ・ 洗濯(洗濯機の操作、洗濯物干し、取り込み、収納等) ・ 寝具類の交換 ・ 普段着の整理 ・ 日常品の買い物代行 	1時間未満	1,000円